

平成二十九年十一月十日受領  
答 弁 第 四 号

内閣衆質一九五第四号

平成二十九年十一月十日

内閣総理大臣臨時代理  
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「検査結果が不適切」の意味するところが必ずしも明らかではないが、株式会社神戸製鋼所による御指摘の「データ改ざん」が行われた製品（以下「本件製品」という。）が我が国の発電用原子炉施設や再処理施設等において使用されているか否かについては、同社等から聴取等を行ってきたが、平成二十九年十一月六日時点で、本件製品が使用されている事実については確認していない。